

○多良間村地下水保護管理条例
平成元年3月29日
条例第91号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、多良間村の地下水が適正に保全され、生活用水、農業用水及び工業用水として有効に利用されるように、その保護管理を図ることにより、多良間村の地下水資源の適正利用に寄与し、もって住民の福祉を増進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 地下水資源の保全及び有効利用は、多良間村住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、全住民がその恵沢を享受できるよう適正に行われなければならない。

2 地下水を利用する者は、その合理的な利用に務めなければならない。

3 かんばつにより地下水が不足した場合は、生活用水の供給を優先する。

(定義)

第3条 この条例において「地下水」とは、地下を流れ、又は、地下を停滞し、地下水面を形成する水をいい、地下から自然に、又は人為的に地表に流出する水を含むものとする。

2 この条例において「公共的地下水利用施設」とは、公共的な用途に供する地下水を採取するための井戸、簡易水道の施設であつて、第6条の多良間村地下水利用基本計画に定めたものをいう。

第2章 地下水の保護管理

(保護管理を行う区域)

第4条 この条例で地下水の保護管理を行う区域は、多良間村の全区域とする。

(地下水の保護管理)

第5条 地下水の保護管理は、多良間村長(以下「管理者」という。)が行う。

(多良間村地下水利用基本計画)

第6条 管理者は、多良間村の地下水の保全と有効利用を図るため、多良間村地下水利用基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 地下水利用の現況

(2) 地下水利用用途ごとの需給見通し及び開発計画

(3) 公共的地下水利用施設(計画中のものを含む。以下同様とする。)及びその取水区域

(4) 地下水の利用調整に関する基本方針

(5) 地下水の水質保全対策

3 管理者は、基本計画を定めようとするときは、第3章に定める多良間村地下水審議会の意見をきかなければならない。

4 管理者は、基本計画を定めようとするときは、第2項第3号に定める公共的地下水利用施設の管理者(計画中のものにあつては、計画実施予定者。以下同様とする。)に対し、協議しなければならない。

5 管理者は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 管理者は、用水事情の変化等により必要があるときは、遅滞なく基本計画を変更しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(許可)

第7条 第4条の区域内において、新規の揚水設備により地下水を採取しようとする者又は地下水を採取する目的で地下掘削を行おうとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 人力又は畜力による揚水設備及び消防の用に供する地下水採取については、前項の許可を要しない。

(変更の許可及び届出)

第8条 第7条第1項の許可を受けて地下水を採取している者が、許可を受けた採水量を変更し、又は揚水設備の能力を変更しようとするときは、管理者の許可を受けなければならない。ただし、採水量を減少し、又は揚水設備の能力を縮小しようとする場合であつて、管理者へ届出をしたときは、この限りでない。

(許可基準)

第9条 管理者は、第7条第1項又は第8条の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る地下水の採取により、基本計画の遂行に支障をきたすと認められた場合は、当該申請を許可してはならない。

- 2 管理者は、第7条第1項又は第8条の許可の申請に係る地下水採取の地点が、公共的地下水利用施設の取水区域内にあるときは、当該施設の管理者に対し、あらかじめ協議しなければならない。
- 3 管理者は、第7条第1項又は第8条の許可の申請があつた場合は、多良間村地下水審議会の意見をきかなければならない。ただし、当該申請が、本条例の趣旨に鑑み、当該許可すべきものと判断される場合は、この限りでない。

(許可の条件)

第10条 管理者は、第9条の規定によつて行う第7条第1項又は第8条の許可について、条件を付することができる。

- 2 前項の条件は、基本計画の遂行及び許可に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものに限るものとし、当該地下水採取者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(住所等の変更及び廃止の届出)

第11条 第7条第1項又は第8条の許可又は届出により地下水を採取している者は、その住所若しくは氏名に変更があつたとき、又は地下水採取を中止したときは、その旨を遅滞なく、管理者に届け出なければならない。

(許可の承継)

第12条 第7条第1項又は第8条の許可又は届出により地下水を採取している者から、その施設を譲り受け、又は借り受けて地下水を採取する者は、その許可又は届出に係る地下水採取者の地位を承継する。

2 第7条第1項又は第8条の許可又は届出により地下水を採取している者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可又は届出に係る地下水採取者の地位を承継する。

3 前2項の規定により地下水採取者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第13条 管理者は、第7条第1項の許可を受けて地下水を採取している者が、第8条の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないで行つたとき、又は第10条の条件に違反したときは、第7条第1項の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて地下水を採取することを停止すべき旨を命ずることができる。

(国、地方公共団体についての適用)

第14条 国又は地方公共団体(以下「国等」という。)が行う行為については、当該国等の長と管理者との協議が成立することをもつて第7条第1項又は第8条の許可があつたものとみなし、当該国等から管理者へ通知することをもつて第8条ただし書の届出があつたものとみなす。

(緊急措置)

第15条 管理者は、地下水の減少又は地下水の汚染により、地下水の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、地下水の採取者に対し、相当の期間を定めて地下水の採取を制限すべき旨を命ずることができる。

2 管理者は、前項の地下水採取制限を行おうとするときは、多良間村地下水審議会の意見をきかなければならない。

(地下水汚染)

第16条 管理者は、地下水の水質を悪化させる行為又は悪化させるおそれのある行為について、原因者及び多良間村長に対し、地下水の水質保全に必要な措置をとるように勧告することができる。

第3章 多良間村地下水審議会

(多良間村地下水審議会)

第17条 この条例によりその権限に属させた事項を調査審議するほか、管理者の諮問に応じ地下水に関する重要事項を調査審議するため、多良間村地下水審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、管理者に対し、意見を申し出ることができる。

(審議会の組織)

第18条 審議会は、関係行政機関の長、関係団体の長及び地下水に関し、学識経験を有する者のうちから管理者が任命する委員12人以内をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

3 委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(土地等への立入)

- 第19条 管理者は、この条例を施行するため、施設及びその運営状況を実地調査する必要があるときは、その職員に他人の土地又は施設に立ち入らせることができる。
- 2 管理者は、前項の規定によりその職員に他人の土地又は施設に立ち入らせようとするときは、立入の2日前までに、その旨を土地又は施設の占有者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により他人の土地又は施設に立ち入る職員は、立入の際あらかじめその旨を土地又は施設の占有者に告げなければならない。
- 4 日の出前又は日没後においては、土地又は施設の占有者の承諾があつた場合を除き、第1項の規定による立入をしてはならない。
- 5 第1項の規定により、他人の土地又は施設に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 6 村長は、第1項の立入によつて損失が生じた場合は、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。
- 7 土地又は施設の占有者は、正当な理由がなければ第1項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

(立入検査)

- 第20条 管理者は、この条例を施行するため必要な限度において、その職員に施設の設置の場所又は施設に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 第19条第5項から同条第7項までの規定は、前項の立入検査に準用する。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(報告の徴収)

第21条 管理者は、この条例を施行するため必要な限度において、地下水の採取者に対し、施設の構造、使用の状況、地下水採取量等に関し、報告させることができる。

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項の許可を受けずに地下水を採取した者
- (2) 第8条の変更の許可を受けずに、許可に係る地下水採取量以上の地下水を採取した者
- (3) 第13条の規定による命令に違反した者
- (4) 第15条第1項の規定による命令に違反した者

第24条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条又は第12条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第19条第7項(第20条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (3) 第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、多良間村地下水保護管理協議会(以下「協議会」という。)が使用している施設(緊急干ばつ用に所有している施設を含む。)については、多良間村協議会長から管理者へ所定の事項を通知することをもつて、本条例第14条の協議が設立したものとみなす。
- 3 この条例施行の日から基本計画公表の日までの期間については、本条例第7条第1項及び第8条の許可は、条例第6条の許可基準により行う。